

長野市廃棄物減量等推進審議会について

資料 1

R06.06.07

令和6年度第1回審議会資料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（長野市廃棄物減量等推進審議会）

第28条 法第5条の7の規定により、長野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じごみの減量、再資源化、し尿処理等に関する事項について調査又は審議するほか、必要に応じごみの減量、再資源化、し尿処理等に関する事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第29条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

8 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（抜粋）

（長野市廃棄物減量等推進審議会）

第28条 条例第28条第1項に規定する長野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

第29条 条例第29条第7項に規定する専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 専門部会に、部会長1人を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、専門部会の事務を掌理し、審議の状況及び結果を会長に報告する。

4 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 条例第29条第8項に規定する専門委員は、市長が委嘱する。

6 前項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

審議会の沿革

平成15年度に策定された長野市行政改革大綱の推進項目「柔軟で迅速な対応のできる組織体制の整備の推進」の中の推進内容で「審議会等の適正化」を位置付けており、それに基づき環境部内の審議会等の役割や必要性などを精査した結果、組織の簡素化、効率化の推進を目指し、次のとおり統廃合した。

環境部生活環境課関係審議会統合イメージ

長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会

(要綱設置)

担当課 環境第一課
任 務 ごみの減量、再利用及び再資源化に関する検討
人 数 委員20名以内
任 期 2年(平成18年3月末日まで)

長野市廃棄物処理審議会(条例設置)

担当課 環境第二課
任 務 市長の諮問に応じて、廃棄物処理の対策及び運営に関する事項の審議
人 数 委員30名以内
任 期 2年(平成17年9月末日まで)



長野市廃棄物減量等推進審議会

担当課 生活環境課←環境第一課、環境第二課
任 務 市長の諮問に応じごみの減量、再資源化、し尿処理等について調査、審議
人 数 委員20名以内
任 期 2年
開 始 平成17年11月29日～